

Ⅵ. 福利事業—貸付制度

1. 制度の内容

資金の種類		共済ライフサポート資金															
貸付金額		5万円以上、200万円以下。															
利率		2.50%（年利）※実質利率が2.5%を上回る事はありません。															
資金の用途		用途は問いません。但し「ギャンブル資金」「反社会的目的」等と認められる場合などは、申込をお断りする場合があります。															
在会期間		<table><tr><td>加入年数（Y）</td><td>限度額</td></tr><tr><td>Y < 1年</td><td>0円</td></tr><tr><td>1年 ≤ Y < 10年</td><td>100万円</td></tr><tr><td>Y ≥ 10年</td><td>200万円</td></tr></table>	加入年数（Y）	限度額	Y < 1年	0円	1年 ≤ Y < 10年	100万円	Y ≥ 10年	200万円	加入年数<10年の職員には特例措置が適用出来る場合があります。（下段参照）						
加入年数（Y）	限度額																
Y < 1年	0円																
1年 ≤ Y < 10年	100万円																
Y ≥ 10年	200万円																
貸付条件	退職金積立	申込時点での退職金積立額が上限となります。但し、加入年数が10年未満の職員には加入年数ランクにより加算額を加える事ができます。右表がランク別加算限度額で加算の可否と額は審査により決定します。 <table><tr><td>加入年数</td><td>加算上限額</td></tr><tr><td>1年以上2年未満</td><td>10万円</td></tr><tr><td>2年以上3年未満</td><td>15万円</td></tr><tr><td>3年以上4年未満</td><td>20万円</td></tr><tr><td>4年以上5年未満</td><td>30万円</td></tr><tr><td>5年以上6年未満</td><td>40万円</td></tr><tr><td>6年以上10年未満</td><td>50万円</td></tr></table>		加入年数	加算上限額	1年以上2年未満	10万円	2年以上3年未満	15万円	3年以上4年未満	20万円	4年以上5年未満	30万円	5年以上6年未満	40万円	6年以上10年未満	50万円
	加入年数	加算上限額															
1年以上2年未満	10万円																
2年以上3年未満	15万円																
3年以上4年未満	20万円																
4年以上5年未満	30万円																
5年以上6年未満	40万円																
6年以上10年未満	50万円																
	年収制限	申込額に本会（旧）貸付金及び、他貸金業者からの合算額が前年度年収の1/3を超える貸付は行いません。（住宅ローン等を除く）															
	借入単位	①50万円まで・・・5万円単位 ②60万円以上・・・10万円単位															
	その他	幾つかの審査基準があります。															
保証人		不要です。															
添付書類		①身分証明のコピー（運転免許証・保険証など） ②前年度の源泉徴収															
償還		（1）返済方法															
		給与天引きによる月賦又はボーナス併用償還です。															
		※借入額が50万円未満の場合は月賦償還のみです。															
		（2）償還開始 貸付実行月の翌々月からスタートとなります。															
		（3）償還期間	<table><tr><td>借入額</td><td>償還期間（選択）</td></tr><tr><td>50万円未満</td><td>1年・3年・5年</td></tr><tr><td>50万円～100万円未満</td><td>1年・3年・5年・8年</td></tr><tr><td>100万円～200万円</td><td>1年・3年・5年・8年・10年</td></tr></table>	借入額	償還期間（選択）	50万円未満	1年・3年・5年	50万円～100万円未満	1年・3年・5年・8年	100万円～200万円	1年・3年・5年・8年・10年						
		借入額	償還期間（選択）														
		50万円未満	1年・3年・5年														
50万円～100万円未満	1年・3年・5年・8年																
100万円～200万円	1年・3年・5年・8年・10年																
（4）退職時 退職時に未償還金がある場合は退職一時金にて残金の																	
一括清算をお願いします。																	
借換		申込金額が20万円以上であれば行えます。（旧資金からの借換も可）															
全額		償還請求を停止したい月の前月25日までにご連絡ください。															
繰上償還	一部	●月払いの場合・・・繰上げ償還開始月から連続する6ヶ月分を最低とする元金相当額。															
		●ボーナス併用の場合・・・繰上げ償還開始月から連続する6の倍数の償還分の元金相当額及び、直前のボーナス償還月の翌月から繰上げ償還開始月までで計算されるボーナス償還分の利息額。															

2. 入会年数 10 年未満の職員への「加算額」の適用について

(1) 背景

平成 25 年度より開始の貸付制度は「貸金業法」による”総量規制”の適用対象となります。一方、共済会の貸付制度においても個人再生・自己破産の手続きに至る職員が見受けられます。法律の遵守は言うまでもありませんが会員及び被共済職員の掛金を原資に運営する事業ですのでこういったリスクは最小限に抑える必要があります。

貸付制度を広く利用頂く工夫と並行し、貸倒等の事故を極力抑えるため総量規制遵守に加え「退職一時金（職員出資金含む）」を貸付上限とする事にしております。

(2) 加算制度の目的

貸付制度の利用者の 40% 超は入会后 10 年に満たない職員です。入会年数が短いという事は退職積立金が少ない事を意味し、これでは制度を利用できない被共済職員が多く発生してしまいます。そこで、これらの被共済職員だけを対象とし且つ、万一のリスクを極力抑えた範囲内で「加算額」を適用する事で在会年数の短い被共済職員の利用機会を広げるのが加算制度の目的です

(3) 加算制度の運営

共済会の理事会が定める「貸付審査基準」による「貸付審査」により加算の可否と金額は決定されます。判断基準は以下が想定されます。

- ☒ 収入及び個人の借入れ状況を総合的に見て返済に無理がないか？
- ☒ 加算する事で「総量規制」に抵触しないか？
- ☒ 他、加算によるリスクと考えられる案件はないか？

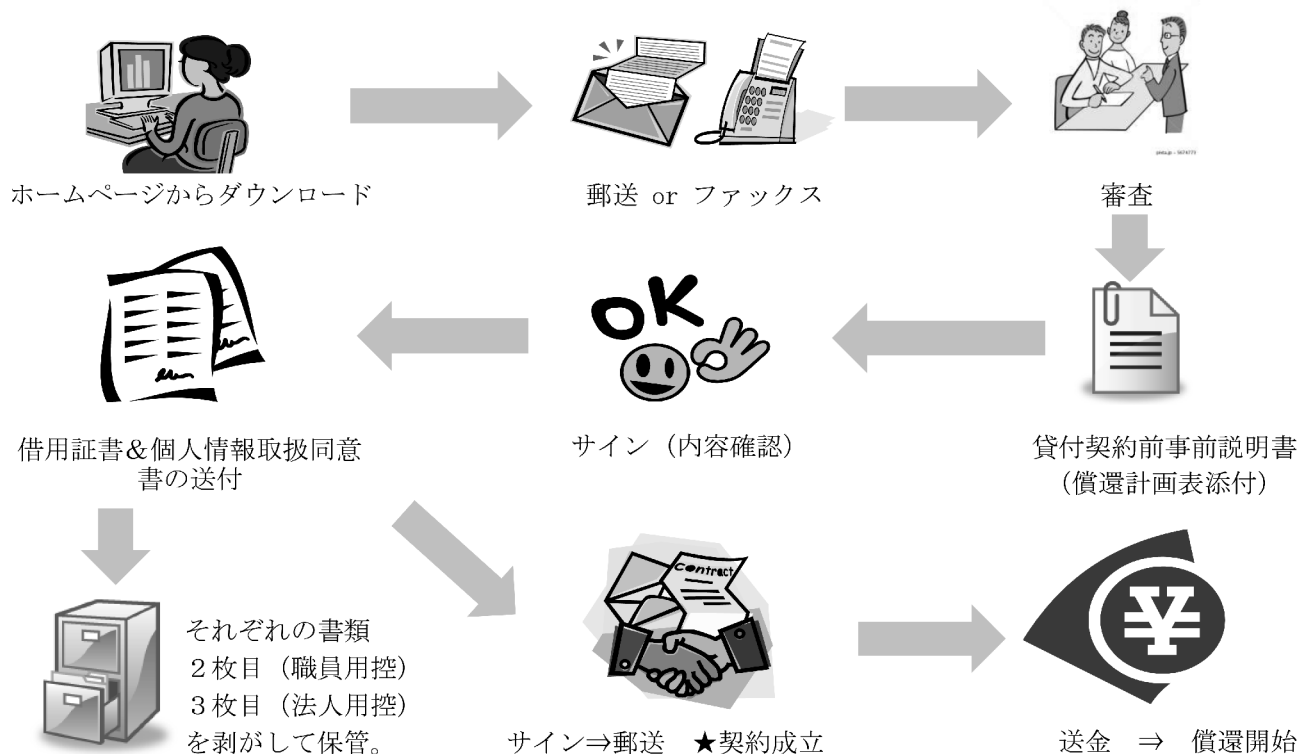
(4) シミュレーション

共済ライフサポート資金の設計に当たり、加算額の実行性を確認するため旧制度の実データによる検証を行っております。下表は、サンプリング検証した 300 件の抜粋データです。
在会年数が短い職員でも、ほぼ旧制度と同レベルの限度額となる事を確認しています。

No.	年齢	在会年数	退職金	年収	総量規制	加算前 限度額	特別加算	加算後 限度額	備 考
1	22	1	123	1,967	656	100	77	200	特別加算による上限引上げ
2	32	2	174	2,335	778	150	126	300	
3	48	3	199	2,653	884	150	151	350	
4	26	4	291	2,575	858	250	209	500	
5	53	5	494	2,977	992	450	306	800	
6	41	6	380	3,348	1,116	350	420	800	
7	49	7	544	1,904	635	500	56	600	総量規制による加算額制限
8	57	7	993	4,077	1,359	900	7	1,000	特別加算の上で 100 万円上限
9	43	8	753	3,717	1,239	700	247	1,000	
10	31	9	872	2,097	699	800	0	600	総量規制により加算”不可”

3. 申込方法について

- Step-1 「申込用紙」と「個人情報取扱同意書（申込書用）」共済会ホームページからダウンロードしてください。ダウンロードが出来ない場合は、共済会までお問合せください。
☆申込書送付前に限度額等を確認するため、共済会にお問合せ頂けると後々の手続きがスムーズです。
- Step-2 「申込書」と「個人情報取扱同意書」を共済会まで郵送。
●お急ぎの場合、FAXでの送付も受け付けます。
●申込書は、申込者の自筆でお願いします。
●共済会より個人借入れ残高調査のため「運転免許証の番号」を問合せさせて頂くことがあります。
●押印ヶ所はありません。
- Step-3 貸付審査
☆指定情報機関保有データによる、申込者の借入れ状況調査を行いますのでご了承ください。
- Step-4 共済会より「貸付契約事前説明書」を交付します。償還予定表も同送します。
- Step-5 「貸付契約事前説明書」の裏面「内容確認」の欄に申込者はご署名の上で郵送又はFAXを共済会までお願いします。
- Step-6 「借用証書（兼）償還代行同意書」と「個人情報取扱同意書」を共済会より郵送します。
●申込者は「住所記入（借用証書のみ）」「署名」「捺印（実印）」ください。
●法人代表者の「署名」「捺印」をお願いします。
●2つの同意書の2枚目（職員用）・3枚目（法人用）を剥がして保管ください。
●身分証明出来る書類（運転免許証・健康保険証）のコピーを添付ください。
- Step-7 上記「借用証書（兼）償還代行同意書」と「個人情報取扱同意書」を共済会まで送付ください。
（1枚目だけ返送）
- Step-8 送金：「決定通知」を送付の上で施設口座に送金します。（送金日＝実行日＝契約日）
- Step-9 実行日が属する月の2ヶ月後より償還が開始されます。



4. 共済会が加入する関連団体

①日本貸金業協会（北海道支部）

【本部】〒108-0074

東京都港区高輪三丁目19番15号 二葉高輪ビル2F・3F

【北海道支部】〒064-0804

北海道札幌市中央区南4条西6丁目8番地 晴ばれビル10階

(TEL) 011-222-6033

- ◆貸金業者の業務の適正な運営を確保し、貸金業の健全な発展と資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資することを目的とする。

②日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

(金融ADR-Alternative Dispute Resolution)

〒108-0074

東京都港区高輪3-19-15

(ナビダイヤル) 0570-051051 (Tel:03-5739-3861)

- ◆特に多重債務問題については、債務の原因として失業や生活費の補てん、ギャンブル・□遊興費等さまざまなものがあり、相談者の状況に応じ、債務整理の方法等についての助言や情報を提供したり、再発防止を目的としたカウンセリングや家計管理の実行支援を行っている。相談や苦情の申立て、貸付自粛制度の利用については、手数料等の費用はかからない。

③株式会社 日本信用情報機構(J I C C)・・・指定信用情報機関

〒101-0046

東京都千代田区神田多町2-1 神田進興ビル

(TEL) 03-6701-0070

- ◆信用情報機関は、「個人の信用」を客観的に表した信用情報を収集し、提供・管理する事業を通じて消費者と会員会社であるクレジット会社やローン会社などの健全な信用取引を支えている。具体的には、会員会社から登録された信用情報を一元管理し、会員会社からの照会に応じて信用情報を提供することを主な業務とする。□
J I C Cには、信販会社、消費者金融会社、流通系・銀行系・メーカー系カード会社、金融機関、保証会社、リース会社など幅広い業種が加盟している。

④その他、非加入の関連機関

日本信用情報機構(J I C C)とJ I C Cが提携する2社間では個人情報の共有が法により義務付けられています。

●全国銀行個人信用情報センター TEL:0120-441-481

●株式会社シー・アイ・シー TEL:0120-810-414

(参考資料) 共済ライフサポート資金に関するQ&A

Q-1 申込みの締切り日はいつですか？

A 「締切り日」はありません。随時、受付します。

Q-2 審査日はどうなりますか？

A 申込書の内容確認後に共済会の「貸付規程」による審査を行います。(通常2回/月)
内容確認には申込者の借入れ状況も含まれます。ご理解ください。

Q-3 審査の結果で貸付けを受けられない事もありますか？

A あり得ます。また、審査結果「減額」させて頂く事もあり得ます。このような事を未然防止するために申込み前に、共済会まで限度額等お問合せ・ご相談ください。

Q-4 審査を通過したら直ぐに送金してもらえますか？

A 審査～送金までに、以下2種類の書類を交付・発行します。

◆借用証書(兼)償還代行契約書

申込者には所定の収入印紙を貼っていただき署名捺印頂きます。

また法人代表者にも「償還代行」及び「個人情報守秘」に関して契約頂きます。

◆個人情報取扱同意書(契約用)

契約に際して及び、契約後の個人情報取扱いに関して予め同意を頂きます。

Q-5 指定信用情報機関から得た個人情報の管理はどうなりますか？

A 共済会にて厳格な管理を行います。ご本人の同意なく第三者への開示等はいりません。

Q-6 特別資金・一般資金を償還中です。「共済ライフサポート資金」への借換はできますか？

A 旧制度(住宅・一般・特別)全ての資金は借換可能です。(複数資金の借換も可能)
借換については複雑な事例もありますので事前に相談頂くことをお勧めします。

Q-7 償還中の資金を全額又は一部繰上返済したいのですが？

A 旧制度を含め、どちらの制度でも可能です。電話で受付をしますのでお申し付けください。
問合せ時点での残金を算出し、振込用紙を毎月の出資金・掛金の請求時に同封します。届きましたら、その月の20日迄に最寄の郵便局から振込みください。

Q-8 申込書には、他の金融機関からの借入れ状況は正確に記入しなければいけませんか？

A ①借主ご本人：分かる範囲で正確にご記入ください。忘れた場合は未記入でOKです。
②事務担当者：この欄は「ノーチェック」でOKです。
申込書受理後、共済会より問合せ・内容の相談/確認をさせていただく場合があります。

Q-9 退職の予定があります。残金がある場合はどうなりますか？

A 退職金の支給時に残額を清算して頂く事になります。特に旧制度で借入れした職員は、退職金で清算できない場合もあります。共済会までお問合せください。

Q-10 他の法人に転職する事になり継続異動の手続きをしました。償還金はどうなりますか？

A 継続異動手続きにより自動的に残高も新しい法人に引き継がれます。法人により共済会との事務手続きが必要な場合があります。

Q-11 旧制度で立てた連帯保証人の債務はなくなりますか？

A なくなります。原則、借入金の返済が終了するまで続きます。
尚、共済ライフサポート資金では「保証人」は例外なく不要となっております。

Q-12 償還が完了した時、どんな手続きがありますか？

A 「償還完了通知」を送付します。合せて契約時の「借用証書(兼)償還代行契約書」を返却します。(旧制度の場合、”借用証書・同意書・印鑑証明”3点を返却)

Q-13 共済ライフサポートになってからの制度内容が複雑で分かりづらいのですが・・・？

A 共済ライフサポート資金は貸金業法を遵守した制度です。制度の改定により「金利・償還方法・上限金額」等、旧制度と比較し利用者の利用性を検討し改善した点も多くあります。また申込みに関連する書類はホームページからのダウンロード化により入手しやすくしております。共済会では「貸金業務取扱主任者」を配置しております。ご不明な点はお気軽にお問合せください。

共 済 ラ イ フ サ ポ ー ト 資 金 借 入 申 込 書

平成 25年5月10日
(ご記入日を記入ください)

必ず記入！

事務局 使用 欄	
受付年月日	
受付 番号	

申込者は、以下の事項に同意します。
・本申込に基づく個人情報の提供、登録、利用に関して、別紙の「個人情報取扱同意書(申込書用)」への同意。
・所属法人又は、所属法人が指名する所属施設・団体長又は施設・団体長が指名する事務担当者による
申込手続代行への同意。

【太枠内の項目を記入ください。】

フリガナ	ヤマダ タロウ	性別	生 年 月 日	T E L	
氏名	山田 太郎	男・女	37・10・10	自宅 011-432-9876	
被共済 職員No.	1234567		(50 才)	携帯 090-4321-9871	
フリガナ	サッポロシ チュウオウク キタ 2 ジョウ ニシ7チヨウメ カデル2・7				
自宅住所 (申込者)	〒 060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2・7				
所属法人 施設・団体	会員番号	法人名			
	1608	A B C福祉会			
	施設番号	施設団体名			
	01	北海道民間社会福祉事業職員共済会			
職 名	介護指導員	本 俸 月 額	200,000 円	前 年 年 収	3,000,000 円
就職年月日	S 01 年 01 月 01 日 (H)	共 済 会 加入年月日	S 01 年 01 月 01 日 (H)	共済会からの 現在 借 入	有 ・ 無 (有の場合) 資金 借換の希望 (○印) する しない
申 込 金 額	80 万円	現在借入金 の 総 額 (共済会以外)	20 万円	返 済 方 法 (○印)	月 賦 返 済 返 済 回 数 (○印) ボーナス併用 12回 36回 60回 96回 120回
資金使途	(借入の目的を記入ください。) 通勤用の自家用車購入のため				

既 往 借 入 額 内 訳	借 入 先	契 約 日	契 約 額	現 在 残 高
	あいうえお金融株式会社	S 21 年 11 月 11 日 (H)	200,000 円	100,000 円
	サッポロ信販株式会社	S 22 年 8 月 30 日 (H)	400,000 円	100,000 円
		S 年 月 日	円	円
				円
				円
◆ 借主本人が可能な限り正確にご記入ください。				
◆ 事務ご担当者は、この項目は「ノーチェック」でOKです。				
◆ 申込書受理後、共済会から内容について問合せ又は、ご相談させて頂く場合があります。				
		S H 年 月 日	円	円

申込代行者 (所属施設団体の事務担当者)	鈴木 次郎	電話番号	011-123-4567
		ファックス番号	011-246-2680

様式第2号

個人情報取扱同意書（申込書用）

記入日を忘れず！

平成 25 年 5 月 10 日

貸 主			
登録番号		協会員番号	
住所	〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目北海道立道民活動センター4階		
団体名・代表者	一般社団法人 北海道民間社会福祉事業職員共済会会長 殿		

「本会の個人情報保護宣言」は、
本会のホームページにより公表して
おります。
<http://www.kyousaikai-shiawase.jp/>

申込書の日付けを記入

私は、貴会への借入申込（平成25年5月10日付け）に関し、貴会が取得する私の個人情報が下記の各条項のとおり取り扱われることについて、十分説明を受け、その内容を理解しました。

申込代行者は「借入申込書」に記載される借受人の個人情報を、借受人の申込代行業務以外の目的で使用しない事を約束します。

シャチハタ不可。認印でOK。

借入申込者：

（自筆）

山田 太郎



申込代行者：

（ゴム印可）

A B C 福社会

会長 山本 一郎

ABC
福社会

第1条 本会が個人信用情報機関に加入する場合、個人情報の当該機関への提供、登録、利用について（注）本申込に係る個人情報の提供、登録、利用に関する同意内容は以下のとおりです。

1. 個人情報の利用

貸主は、貸主が加盟する信用情報機関（以下、「加盟先機関」という。）及び加盟先機関と提携する信用情報機関（以下、「提携先機関」という。）に申込者の個人情報が登録されている場合には、当該個人情報の提供を受け、返済又は支払能力を調査する目的のみに利用します。

2. 申込情報の信用情報機関への提供

貸主は、申込者に係る本申込に基づく個人情報（本人を特定する情報（氏名、生年月日、電話番号及び所属法人等）、並びに申込日及び申込資金等の情報。以下「申込情報」という。）を加盟先機関に提供します。

3. 申込情報の登録

加盟先機関は、当該申込情報を申込日から6ヶ月を超えない期間登録します。

4. 申込情報の他会員への提供

加盟先機関は、当該申込情報を、加盟会員及び提携先機関の加盟会員に提供します。加盟先機関及び提携先機関の加盟会員は、当該申込情報を、返済又は支払能力を調査する目的のみに利用します。

5. 開示等の手続き

申込者は、加盟先機関に登録されている個人情報に係る開示請求又は当該個人情報に誤りがある場合の訂正、削除等の申立を、加盟先機関が定める手続き及び方法によって行うことができます。

6. 貸主が加盟する信用情報機関及び当該機関が提携する信用情報機関

貸主が加盟する信用情報機関及び当該機関が提携する信用情報機関の名称及び連絡先は以下の通りです。

（貸主が加盟する信用情報機関）

株式会社日本信用情報機構

TEL 0120-441-481

<http://www.jicc.co.jp/>

（貸主が加盟する信用情報機関が提携する信用情報機関）

全国銀行信用情報センター

TEL 03-3214-5020

<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

株式会社シー・アイ・シー

TEL 0120-810-414

<http://www.cic.co.jp/>

第2条 個人情報の利用目的について

貸主は、申込者の個人情報について次の利用目的の範囲内で適正に利用いたします。

1. 返済能力の調査のため。

2. 貸主と申込者との取引及び交渉経過その他の事実に関する記録保存のため。

3. 貸主と申込代行者との交渉経過その他の事実に関する記録保存のため。

4. 貸主における事業内容調査及び分析のため。

（注）本会が個人信用情報機関へ加入しない（していない）場合は、第1条は本同意書において効力を失います。

〔保存期間：取引終了後5年〕

様式第3号

貸付契約事前説明書

本書面は、貸金業法第16条の2第1項に規定する貸付に係る契約内容を事前に説明する書面です。

資金名称：共済ライフサポート資金
申込番号：
作成日 平成 年 月 日

申込者	山田 太郎 様
申込金額	
金	80 万円也

貸主			
登録番号		協会番号	
住所	〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目北海道立道民活動センター4階		
団体名	一般社団法人 北海道民間社会福祉事業職員共済会		
代表者	会 長 林 陽		

《契約条項及び説明書》

第1条（契約内容の表示） 下記のうち記入のあるもの、及び○で囲んだものとします。

①返済方式（どちらか選択）	イ. 元利均等による月賦返済 ☒ 元利均等による月賦・ボーナス併用返済 ☐
②返済方法	給与及びボーナス支給の際にこれを控除し、償還代行者を通じて償還。
③貸付の利率	年率 2.5%
④約定支払日・支払い回数	☒ 毎月の給与支払い日 ☐ ボーナス支払い日 支払い回数(36 回)
⑤各回の支払い金額	別紙償還表の通りとします。
⑥将来支払う返済金額合計	832,431 円
⑦最終弁済日	平成 28 年 4 月の給与支給日
⑧延滞金の支払い	償還期限の翌日から払い込みの日までの日数により、年率10.95%の割合で計算して得た金額を延滞金として支払います(年365(366)日の日割計算)。

第2条（借主が負担する元本・利息以外の金銭）
借主が本契約に関し、貸主に負担すべき元金・利息・損害金以外の金銭は、下記のうち記入のあるものです。
収入印紙（ 1000 円） 公正証書作成費用（ 円） その他（ 円）

第3条（返済期日前の返済）
返済期日前であっても元本の一部又は全部を支払うことができるものとします。この場合、支払う元金と利息の申込日との関係は以下の通りとします。
（申込日がN月7日以前の場合）N月の前月末元金残高とN月分利息を合せて支払うものとします。
（申込日がN月8日以降の場合）N月の月末元金残高とN月の翌月分利息を合せて支払うものとします。

第4条（契約内容の説明）
1. 利息の計算方法 本取引に係る支払われるべき利息は後払い残債方式により、本借用証書記載の利率によって次のように計算します（円未満は切り捨て）。
残元金 × 年率 ÷ 12
2. 返済方式 本取引では元利均等方式のみとします。約定日ごとに約定金額を支払い、その都度利息及び元金に充当し、所定の期間にその回数分支払うことにより完済します。ただし、過不足金が生じたときは最終回にて清算します。
3. 返済方法 本取引では借主の同意を得たうえで給与及び手当支給の際にこれを控除し、償還代行者を通じて償還します。

第5条（届出事項）
1. 借主が住所や勤務先を変更し、又は休・退職若しくは解雇されたときは、直ちに書面によって貸主に届出をします。
2. 前項の届出を怠ったため、貸主からなされた通知又は送付された書類等が延着し、又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。

第6条（反社会的勢力の排除）
1. 借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ、将来にわたっても該当しないことを表明・確約します。
（1）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
（2）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
（3）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
（4）暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
（5）役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 借主は、自ら又は第三者を利用して、①暴力的な要求行為、②法的な責任を超えた不当な要求行為、③取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、④風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて貸主の信用を毀損し、又は貸主の業務を妨害する行為、⑤その他これらに準ずる行為、のいずれも行わないことを確約します。

第7条（期限の利益の喪失）

1. この契約成立後、借主又は償還代行者について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、貸主から通知催告がなくても、貸主に対する一切の債務について当然に弁済期限の利益を失い、直ちに債務の全額を弁済します。
 - (1) 借主が被共済職員でなくなったとき。
 - (2) 借主が第1条に基づく元本と利息との双方又はそのいずれか一方の支払いを1回でも怠ったとき。
 - (3) 第5条第1項の届出を怠るなど、借主の責めに帰すべき事由によって、貸主に借主の所在が不明となったとき。
 - (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、保全処分、強制執行、滞納処分、担保権実行の申立があったとき。
 - (5) 共済会会員である償還代行者が解散したとき。
2. 借主が、暴力団等若しくは第6条第1項各号のいずれかに該当し、若しくは、同条第2項①から⑤のいずれかに該当する行為をし、又は同条第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切であると貸主が判断する場合には、借主は貸主から請求があり次第、貸主に一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。
3. 前項の規定の適用により、借主に損害が生じた場合にも、貸主になんら請求をしません。また、貸主に損害が生じたときは、借主がその責任を負います。

第8条（借主（債務者）の借入金返済能力に関する情報の信用情報機関への登録及びその内容）

貸主が個人信用情報機関に加入する場合、借主（債務者）の借入金返済能力に関する情報を信用情報に関する機関に登録するものとし、その内容等は以下のとおりです。

1. 個人情報の信用情報機関への提供

貸主は、借主（債権者）に係る本契約に基づく個人情報（本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号及び所属法人等）、契約内容に関する情報（契約日、貸付日、契約金額、貸付金額等）、返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞等）、及び取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等））を貸主が加盟する信用情報機関（以下、「加盟先機関」という。）に提供します。

2. 申込情報の登録

加盟先機関は、当該申込情報のうち、本人を特定するための情報については契約内容、返済状況又は取引事実に関する情報のいずれかが登録されている期間、契約内容及び返済状況に関する情報については契約継続中及び完済日から5年を超えない期間、取引事実に関する情報については当該事実の発生日から5年を超えない期間（ただし、延滞情報については延滞継続中、延滞解消及び債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年を超えない期間）登録します。

3. 申込情報の加盟先機関への提供

加盟先機関は、当該個人情報を、加盟会員及び提携する信用情報機関（以下、「提携先機関」という。）に提供します。加盟先機関及び提携先機関の加盟会員は、当該個人情報を、返済又は支払能力を調査する目的のみに利用します。

4. 個人情報の利用

貸主は、加盟先機関及び提携先機関に借主（債務者）の個人情報が登録されている場合には、本契約継続中において、当該個人情報の提供を受け、返済又は支払い能力を調査する目的のみに利用します。

5. 開示等の手続き

借主（債務者）は、加盟先機関に登録されている個人情報に係る開示請求又は当該個人情報に誤りがある場合の訂正、削除等の申立を、加盟先機関が定める手続き及び方法によって行うことが出来ます。

6. 貸主が加盟する信用情報機関及び当該機関が提携する信用情報機関

貸主が加盟する信用情報機関及び当該機関が提携する信用情報機関の名称及び連絡先は以下の通りです。

（貸主が加盟する信用情報機関）

株式会社日本信用情報機構 TEL 0120-441-481 <http://www.jicc.co.jp/>

（貸主が加盟する信用情報機関が提携する信用情報機関）

全国銀行信用情報センター TEL 03-3214-5020 <http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

株式会社シー・アイ・シー TEL 0120-810-414 <http://www.cic.co.jp/>

借主は、本説明書を確かに受領し、全ての内容を理解し了解しました。

平成 25 年 5 月 10 日

（借受人）

借主の自筆で署名ください。

山田 太郎



（認印）

※ご署名・捺印後、郵送又はFAXください。（郵送の場合は、コピーを郵送しオリジナルは大切に保管ください。）

貸主（債権者）が契約する指定紛争解決機関の名称
日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター
（〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15）
（〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15）

様式第4号



借用証書（兼）償還代行契約書
（共済会保管用）

収入印紙と割印

資金名称：共済ライフサポート資金
契約番号：－
契約日 平成 年 月 日

金	万円也
契約番号 第	号

貸主	
登録番号	協会番号
住所	〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目北海道立道民活動センター4階
団体名	一般社団法人 北海道民間社会福祉事業職員共済会
代表者	会長 林 陽 殿

（借主）

- 借主は、本契約締結に関し以下の事項に同意します。
1. 下記契約事項を承認し誠実に履行すること。
 2. 上記借用金額から第1条⑧従前の貸付け債務欄記載の金額を受取金額とすること。
 3. 本契約は借主への送金実行日(※)をもって契約成立日とすること。(※)送金実行日とは貸主による償還代行指定口座への貸付金送金日をいう。
 4. 借主は、下記の契約事項及び説明書に記載の事項及び下記の「償還代行者の代行業務」記載の業務を償還代行者に委託することを承認し異議を唱えないこと。

必ず“本人”が記入。
実印が好ましい。(シャチハタ厳禁！)

借主住所 (自宅)	〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2・7	借主氏名	山田 太郎
--------------	-----------------------------------	------	-------

（償還代行者の代行業務）

1. 本契約締結後に貸主から償還代行指定口座に振り込まれた貸付金を借受人に遅延なく交付すること。
2. 借主の毎月の償還金を給与と借受人に支払う際にあらかじめ控除し、その月の末日までに貸主が指定した金融口座に振込むこと。
3. 借主がボーナス併用返済を選択した場合は、1年に2回のボーナス支給の際に償還金をあらかじめ控除し、その月分の償還金と合わせて月末までに、貸主が指定した金融機関に振込む事。
4. 借主に休職等の理由により給与及びボーナスを支給しない場合は、借主により償還金の払込を受け、貸主に払い込むこと。
5. 借主が退職するときは、借主と協議のうえ、繰上償還手続きを行うこと。
6. 償還に関する貸主から借主への事務的連絡を代行して行うこと。

必ず“本人”が記入。
実印が好ましい。(シャチハタ厳禁！)

借主及び償還代行者は、本証書の写しを正に受領しました。
(借受人)

受領者署名
(職員)

山田 太郎



(被共済職員)

参考人署名
(所属法人)

(償還代行者) ABC福祉会
山本 一郎

ゴム印 OK



(所属法人長)

理事長印

《契約条項及び説明書》

第1条（契約内容の表示） 下記のうち記入のあるもの、及び○で囲んだものとします。

①返済方式（どちらか選択）	イ. 元利均等による月賦返済 ロ. 元利均等による月賦・ボーナス併用返済
②返済方法	償還代行者を通じた、給与及びボーナス(第1条-①でロを選択の場合のみ)からの控除による。
③貸付の利率	年率 2.5%
④約定支払日・支払い回数	毎月の給与支払い日及びボーナス支払い日 支払い回数(回)
⑤各回の支払い金額	別紙償還表の通りとします。
⑥将来支払う返済金額合計	円
⑦延滞金の支払い	償還期限の翌日から払い込みの日までの日数により、年率10.95%の割合で計算して得た金額を延滞金として支払います(年365(366)日の日割計算)。
⑧従前の貸付けの債務	本借付金には、契約番号 号の残元金 円也、及び利息・損害金 円也が含まれています。

第2条（貸主が受取る書面の内容）

貸付けに関し、貸主が受取る書面の内容は、下記のうち記入のあるものです。

借用証書（通） 運転免許証の写し（通） 健康保険証の写し（通） 源泉徴収票（通）
印鑑証明書（通） 住民票の謄本・抄本（通） その他（通）

第3条（借主が負担する元本・利息以外の金銭）

借主が本契約に関し、貸主に負担すべき元金・利息・損害金以外の金銭は、下記のうち記入のあるものです。

収入印紙（円） その他（円）

裏面に続く

第4条（返済期日前の返済）

返済期日前であっても元本の一部又は全部を支払うことができるものとします。この場合、支払う元金と利息の申込日との関係は以下の通りとします。

（申込日がN月7日以前の場合）N月の前月末元金残高とN月分利息を合せて支払うものとします。

（申込日がN月8日以降の場合）N月の月末元金残高とN月の翌月分利息を合せて支払うものとします。

第5条（契約内容の説明）

1. 利息の計算方法 本取引に係る支払われるべき利息は後払い残債方式により、本借用証書記載の利率によって次のように計算します（円未満は切り捨て）。

$$\text{残元金} \times \text{年率} \div 12$$

2. 返済方式 本取引では元利均等方式のみとします。約定日ごとに約定金額を支払い、その都度利息及び元金に充当し、所定の期間にその回数分支払うことにより完済します。ただし、過不足金が生じたときは最終回にて清算します。
3. 返済方法 本取引では借主の同意を得たうえで給与及びボーナス支給の際にこれを控除し、償還代行者を通じて償還します。

第6条（充当順位）

本契約に基づく弁済金が利息・損害金・元金の順に充当されることに異議ありません。

第7条（届出事項）

1. 借主が住所や勤務先を変更し、又は休・退職若しくは解雇されたときは、直ちに書面によって貸主に届出をします。
2. 前項の届出を怠ったため、貸主からなされた通知又は送付された書類等が延着し、又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。

第8条（反社会的勢力の排除）

1. 借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ、将来にわたっても該当しないことを表明・確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 借主は、自ら又は第三者を利用して、①暴力的な要求行為、②法的な責任を超えた不当な要求行為、③取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、④風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて貸主の信用を毀損し、又は貸主の業務を妨害する行為、⑤その他これらに準ずる行為、のいずれも行わないことを確約します。

第9条（期限の利益の喪失）

1. この契約成立後、借主又は償還代行者について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、貸主から通知催告がなくても、貸主に対する一切の債務について当然に弁済期限の利益を失い、直ちに債務の全額を弁済します。
 - (1) 借主が被共済職員でなくなったとき。
 - (2) 借主が第1条に基づく元本と利息との双方又はそのいずれか一方の支払いを1回でも怠ったとき。
 - (3) 第7条第1項の届出を怠るなど、借主の責めに帰すべき事由によって、貸主に借主の所在が不明となったとき。
 - (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、保全処分、強制執行、滞納処分、担保権実行の申立があったとき。
 - (5) 共済会会員である償還代行者が解散したとき。
2. 借主が、暴力団等若しくは第8条第1項各号のいずれかに該当し、若しくは、同条第2項①から⑤のいずれかに該当する行為をし、又は同条第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切であると貸主が判断する場合には、借主は貸主から請求があり次第、貸主に一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。
3. 前項の規定の適用により、借主に損害が生じた場合にも、貸主になんら請求をしません。また、貸主に損害が生じたときは、借主がその責任を負います。

第10条（借主の退職時における償還残金の取扱）

借主は本契約による債務を承認し、借主と償還代行者は借主が償還完了前に退職する場合は、退職一時金（会員一時金、第2退職金と職員一時金の合算額）により未償還金を返済する事を承諾します。

第11条（本契約にもとづく個人情報の提供、登録、利用に関する同意）

借主及び償還代行者は、本契約にもとづく個人情報の提供、登録、利用に関して、別紙の同意書に同意します。

第12条（合意管轄）

この金銭貸借に関する訴訟又は調停の必要が生じた場合には、貸主の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

貸主（債権者）が契約する指定紛争解決機関の名称
日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター
（〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15）
所在地： 〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15

〔貸主は本書の写しを貸金業法第19条に基づく帳簿の一部として本日から10年間保存します。 平成 年 月 日〕

様式第5号

個人情報取扱同意書（契約書用）
（共済会用）

契約番号： _____
契約日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

貸主			
登録番号		協会員番号	
住所	〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目北海道立道民活動センター4階		
団体名	一般社団法人 北海道民間社会福祉事業職員共済会会長 殿		
代表者	林会長 殿		

「本会の個人情報保護宣言」は、
本会のホームページにより公表して
おります。
<http://www.kyousaikai-shiawase.jp/>

私は、貴会と締結する貸付けに係る契約に関し、貴会が取得する私の個人情報が下記の各条項のとおり取り扱われることについて、十分説明を受け、その内容を理解しました。

償還代行者は、借主と貸主の間で締結される貸付けに係る契約関連書類に記載される借受人の個人情報を、償還代行業務以外の目的で使用しない事を約束します。

借主
(債務者)

山田 太郎



償還代行者
(所属法人)

ABC福祉会
山本 一郎



記入した日付け

貸付けに係る契約(下記により締結)

●借用証書(兼)償還代行契約書 - 書名式

本同意書の写しを正に受領しました。

平成 25 年 5 月 20 日

受領者署名

借主
(債務者)

山田 太郎



償還代行者
(所属法人)

ABC福祉会
山本 一郎



● 私は、下記第1条(個人情報の信用情報機関への提供、登録、利用について)、第2条(個人情報の利用目的について)につき同意します。

- 第1条 本会が個人信用情報機関に加入する場合、個人情報の当該機関への提供、登録、利用について（注）
契約書第11条に係る個人情報の提供、登録、利用に関する同意内容は以下のとおりです。
1. 個人情報の信用情報機関への提供
貸主は、借主（債権者）に係る本契約に基づく個人情報（本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号及び所属法人等）、契約内容に関する情報（契約日、貸付日、契約金額、貸付金額等）、返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞等）、及び取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等））を貸主が加盟する信用情報機関（以下、「加盟先機関」という。）に提供します。
2. 申込情報の登録
加盟先機関は、当該申込情報のうち、本人を特定するための情報については契約内容、返済状況又は取引事実に関する情報のいずれかが登録されている期間、契約内容及び返済状況に関する情報については契約継続中及び完済日から5年を超えない期間、取引事実に関する情報については当該事実の発生日から5年を超えない期間（ただし、延滞情報については延滞継続中、延滞解消及び債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年を超えない期間）登録します。
3. 申込情報の他会員への提供
加盟先機関は、当該個人情報を、加盟会員及び提携する信用情報機関（以下、「提携先機関」という。）に提供します。加盟先機関及び提携先機関の加盟会員は、当該個人情報を、返済又は支払能力を調査する目的のみに利用します。

裏面に続く

4. 個人情報の利用

貸主は、加盟先機関及び提携先機関に借主（債務者）の個人情報が登録されている場合には、本契約継続中において、当該個人情報の提供を受け、返済又は支払い能力を調査する目的のみに利用します。

5. 開示等の手続き

借主（債務者）は、加盟先機関に登録されている個人情報に係る開示請求又は当該個人情報に誤りがある場合の訂正、削除等の申立を、加盟先機関が定める手続き及び方法によって行うことが出来ます。

6. 貸主が加盟する信用情報機関及び当該機関が提携する信用情報機関

貸主が加盟する信用情報機関及び当該機関が提携する信用情報機関の名称及び連絡先は以下の通りです。

（貸主が加盟する信用情報機関）

株式会社日本信用情報機構 TEL 0120-441-481

<http://www.jicc.co.jp/>

（貸主が加盟する信用情報機関が提携する信用情報機関）

全国銀行信用情報センター TEL 03-3214-5020

<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

株式会社シー・アイ・シー

TEL 0120-810-414

<http://www.cic.co.jp/>

第2条 個人情報の利用目的について

貸主は、借主の個人情報について次の利用目的の範囲内で適正に利用いたします。

1. 返済能力の調査のため。
2. （1）貸主の与信並びに与信後の権利保存、管理、変更及び権利行使のため。
（2）借主（債務者）の住所に関する情報については、債務者確認及び所在確認のため。
3. 貸主と借主（債務者）との取引及び交渉経過その他の事実に関する記録保存のため。
4. 貸主と償還代行者との交渉経過その他の事実に関する記録保存のため。
5. 貸主における事業内容調査及び分析のため。

（注）本会が個人信用情報機関へ加入しない（していない）場合は、第1条は本同意書において効力を失います。

貸主（債権者）が契約する指定紛争解決機関の名称
日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター
（ナビダイヤル）0570-051051（紛争解決窓口）03-5739-3861
所在地：〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15

〔貸主は本書の写しを貸金業法第19条に基づく帳簿の一部として本日から10年間保存します。 平成 年 月 日〕

平成 25 年 08 月 12 日

会 員 名 北海道福祉会

施設名 札幌学園

1503-01

御 中

引 き 落 と し ご 指 定 口 座			
銀行名	ホッカイ	預金種目	普通預金
支店名	サツポロ	口座番号	9999999
名義人	サツポロガクエン		

引き落とし日	平成 25 年 8 月 27 日
--------	------------------

下記の金額をご指定の口座から振替えさせていただきます。

一般社団法人北海道民間社会福祉事業職員共済会

[illegible]

ご請求金額 68,881 円

平成25年08月分 貸付金償還金領収書

平成 25 年 08 月 12 日

会 員 名 1503 北海道福社会

施設名 01 札幌学園

御中

下記のとおり償還金を領収いたしました。

未納額は今月の請求額に加算しています。確認のうえ、ご入金ください。

請 求 額	入 金 額	入 金 日	未 納 額
68,881 円	68,881 円	平成 25 年 07 月 27 日	円

一般社団法人 北海道民間社会福祉事業職員共済会会長

貸付金償還表 (本人用)

1/1

貸付番号	25	貸付番号	09999	貸付日	平成 25 年 06 月 05 日	一般社団法人 北海道民間社会福祉事業職員共済会		
職員番号	0968777			所属会員	1503	北海道福祉会		
氏 名	豊平五郎			施設	01	札幌学園		
種 別	7177-1-1資金							
保証人	年利率			2.50 %	貸付金額	300,000 円	償還期間	自 平成 25 年 8 月
	償還回数			12 回	元金利息等月額	25,239 円	ボーナス元金	至 平成 26 年 7 月
								円

償 還					内 訳						
回数	償還年月	元金	利息	合計	融資残高	回数	償還年月	元金	利息	合計	融資残高
001	平成 25 年 08 月	24,715	624	25,339	215,285						
002	9 月	24,766	573	25,339	250,519						
003	10 月	24,818	521	25,339	225,701						
004	11 月	24,869	470	25,339	200,832						
005	12 月	24,921	418	25,339	175,911						
006	平成 26 年 01 月	24,973	366	25,339	150,938						
007	02 月	25,025	314	25,339	125,913						
008	03 月	25,077	262	25,339	100,836						
009	04 月	25,129	210	25,339	75,707						
010	05 月	25,182	157	25,339	50,525						
011	06 月	25,234	105	25,339	25,291						
012	07 月	25,291	52	25,343							

【共済ライフサポート資金 返済シミュレーション】

(単位：円)

借入 金額	1 2 回 (1年)			3 6 回 (3年)			6 0 回 (5年)		
	月賦	ボーナス併用		月賦	ボーナス併用		月賦	ボーナス併用	
		月払い	ボーナス		月払い	ボーナス		月払い	ボーナス
5 万	4,223	－	－	1,443	－	－	887	－	－
1 0 万	8,446	－	－	2,886	－	－	1,774	－	－
1 5 万	12,669	－	－	4,329	－	－	2,662	－	－
2 0 万	16,893	－	－	5,772	－	－	3,549	－	－
2 5 万	21,116	－	－	7,215	－	－	4,436	－	－
3 0 万	25,339	－	－	8,658	－	－	5,324	－	－
3 5 万	29,563	－	－	10,101	－	－	6,211	－	－
4 0 万	33,786	－	－	11,544	－	－	7,098	－	－
4 5 万	38,009	－	－	12,987	－	－	7,986	－	－
5 0 万	42,233	21,116	125,785	14,430	7,215	43,508	8,873	4,436	26,750
6 0 万	50,679	25,339	150,943	17,316	8,658	52,210	10,648	5,324	32,100
7 0 万	59,126	29,563	176,100	20,202	10,101	60,911	12,243	5,211	37,451
8 0 万	67,572	33,786	201,257	23,089	11,544	69,613	14,197	7,098	42,801
9 0 万	76,019	38,009	226,414	25,975	12,987	78,315	15,972	7,986	48,151
1 0 0 万	84,466	42,233	251,572	28,861	14,430	87,016	17,747	8,873	53,501
1 1 0 万	92,912	46,456	276,728	31,747	15,873	95,718	19,522	9,761	58,851
1 2 0 万	101,359	50,679	301,886	34,633	17,316	104,420	21,296	10,648	64,201
1 3 0 万	109,805	54,902	327,043	37,519	18,759	113,121	23,071	11,535	69,551
1 4 0 万	118,252	59,126	352,201	40,405	20,202	121,823	24,846	12,423	74,902
1 5 0 万	126,699	63,349	377,357	43,292	21,646	130,525	26,621	13,310	80,252
1 6 0 万	135,145	67,572	402,515	46,178	23,089	139,227	28,395	14,197	85,602
1 7 0 万	143,592	71,796	427,672	49,064	24,532	147,928	30,171	15,085	90,952
1 8 0 万	152,039	76,019	452,829	51,950	25,975	156,630	31,945	15,972	96,302
1 9 0 万	160,485	80,242	477,986	54,836	27,418	165,332	33,719	16,859	101,652
2 0 0 万	168,932	84,466	503,144	57,722	28,861	174,033	35,494	17,747	107,003

借入 金額	9 6 回 (8年)			1 2 0 回 (10年)		
	月賦	ボーナス併用		月賦	ボーナス併用	
		月払い	ボーナス		月払い	ボーナス
5 万	－	－	－	－	－	－
1 0 万	－	－	－	－	－	－
1 5 万	－	－	－	－	－	－
2 0 万	－	－	－	－	－	－
2 5 万	－	－	－	－	－	－
3 0 万	－	－	－	－	－	－
3 5 万	－	－	－	－	－	－
4 0 万	－	－	－	－	－	－
4 5 万	－	－	－	－	－	－
5 0 万	5,751	2,875	17,336	－	－	－
6 0 万	6,902	3,451	20,804	－	－	－
7 0 万	8,052	4,026	24,271	－	－	－
8 0 万	9,203	4,601	27,738	－	－	－
9 0 万	10,353	5,176	31,206	－	－	－
1 0 0 万	11,503	5,751	34,673	9,426	4,713	28,410
1 1 0 万	12,654	6,327	38,140	10,369	5,184	31,251
1 2 0 万	13,804	6,902	41,608	11,312	5,656	34,092
1 3 0 万	14,954	7,477	45,075	12,255	6,127	36,933
1 4 0 万	16,105	8,052	48,542	13,197	6,598	39,774
1 5 0 万	17,255	8,627	52,010	14,140	7,070	42,615
1 6 0 万	18,406	9,203	55,477	15,083	7,541	45,456
1 7 0 万	19,556	9,778	58,944	16,025	8,012	48,297
1 8 0 万	20,706	10,353	62,412	16,968	8,484	51,138
1 9 0 万	21,857	10,928	65,879	17,911	8,955	53,979
2 0 0 万	23,007	11,503	69,346	18,853	9,426	56,820

(注) 1 2 回返済のボーナス返済分は初回の金額です。